

武豊町都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業(以下「緑の街並み推進事業」という。)に基づく補助事業として、民有敷地等の緑化を進める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、武豊町補助金等交付規則(昭和49年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化面積 都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第9条第1項第1号並びに第2号のイ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用して算出した面積をいう。
- (2) 緑化施設 植栽その他の緑地のための施設及び敷地内の保全された樹木等(樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう)の施設をいう。
- (3) 敷地等 町内の敷地又は、建物をいう。ただし、国及び地方公共団体が管理するものを除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、緑の街並み推進事業において、緑化を進める事業で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 緑化面積が概ね50平方メートル以上(生垣については、延長15メートル以上)であること。
- (2) 別表第1による要件を満たすものであること。
- (3) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。
- (4) プランターなど、その敷地に定着しない移動可能なものを使用していないこと。
- (5) 緑化事業を行う建築物及び工作物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他法令等に適合し、屋上及び壁面の緑化工事に耐えられるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、前条に規定する事業を行う者で次の要件を満たすものとする。

- (1) 町税を完納していること。
- (2) 設置される緑化施設の管理予定者(以下「管理予定者」という。)と補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことを取り決めがなされている場合は、この限りでない。
- (3) 申請者が、緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の額が10万円未満であるときは、これを交付しない。

(交付の申請)

第6条 申請者は、あらかじめ武豊町都市緑化推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 事業に要する経費の見積書

(3) 町税の完納を証明する書類

(4) 申請者が緑化する土地又は建物の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾書

(5) 事業場所の位置図

(6) 事業内容を表す図面、現況写真等

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)に事業の変更内容がわかる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 町長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、武豊町都市緑化推進事業変更承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第10条 補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、武豊町都市緑化推進事業廃止届(様式第7号)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第9号)

(2) 事業に係る図面(平面図、緑化構造図等)

(3) 事業着手前及び事業完了後の写真

(4) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第 12 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、武豊町都市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。

2 前項において、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定の取消しを行うことができるものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 前条第 1 項の規定により補助金確定通知書を受けた者は、速やかに武豊町都市緑化推進事業補助金請求書(様式第 11 号)を、町長に提出しなければならない。

(表示板の設置)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板(様式第 12 号)を事業施工箇所と接する道路から目視することができる事業敷地内に設置しなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は事業完了後整備した植栽等を町長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項において町長の承認を得ての処分であっても、その財産を処分することにより収入があったときは、既に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付決定に係る補助金の交付、第 12 条第 2 項、第 14 条及び第 15 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	交付対象事業	緑化施設要件
<p>緑の街並み推進事業（市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にあって優良な緑化事業）</p>	<p>屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化</p>	<p>下記要件のいずれかひとつを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地と接する道路からの眺望が60%以上できること。 ・不特定の人が立入って見ることができること。 ・管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。 </p>
	<p>生垣設置</p>	<p>下記要件のすべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地接道緑化延長が接道延長全体の60%以上であること。 ・植栽は道路又は隣地沿いにあり、かつ、生垣の接道延長が3m以上であること。 ・延長1m当たり2本以上植樹すること。 ・樹高が60cm以上のものであること。 </p>

別表第2（第5条関係）

緑化施設評価表

緑化事業	補助対象経費	補助金交付額
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化 生垣設置	・植栽、植栽基盤、灌水施設整備に係る費用及び生垣設置に係る工事費用 ・表示板設置に係る経費（ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間がおおよそ2年未満しか見込めないものは、対象としない。）	1. 補助金の交付額は、500万円を上限とする。 2. 補助金の交付額は、補助対象事業費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。 (1) 屋上緑化、壁面緑化 1㎡当たり3万円 (2) 空地緑化 緑化面積に1㎡当たり1万5千円を乗じて得た額 (3) 駐車場緑化 緑化面積に1㎡当たり2万円を乗じて得た額 (4) 生垣設置 生垣の延長に1m当たり5千円を乗じて得た額